

平成28年度第2回大阪府環境審議会野生生物部会

○事務局（清谷） それでは、定刻になりましたので、ただ今より「平成28年度第2回大阪府環境審議会野生生物部会」を開催いたします。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日、司会を務めさせていただきます動物愛護畜産課野生動物グループの清谷です。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の部会は、大阪府情報公開条例に基づきまして、公開で行うこととしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、動物愛護畜産課長の山本から挨拶を申し上げます。

○事務局（山本） 大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課長の山本でございます。それでは、「平成28年度第2回大阪府環境審議会野生生物部会」の開催にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。委員の皆様方にはご多忙のところご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、日頃から府政全般、とりわけ鳥獣行政に格段のご指導、ご協力をいただき、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

本日は、前回、大阪府から環境審議会へ諮問いたしました「鳥獣保護管理事業計画、シカ管理計画、イノシシ管理計画」の3計画につきまして、各委員からご意見を頂き修正を加えた最終（案）に近い計画（案）の審議をお願いする予定でございます。本日の審議を経ました計画（案）は、政策、形成過程における透明性及び公正性の向上を図るため利害関係者をはじめとする府民の方々から広く意見を聴くことが必要なため、大阪府パブリックコメント手続き実施要綱に基づきまして、パブリックコメントを実施する予定でございます。

委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見、ご提言をいただきますようお願い申し上げます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（清谷） それでは、次に資料の確認をさせていただきます。事前に資料をお送りさせていただいてご確認いただいていたかと思いますが、若干、体裁等が変わっている部分がございますので、机上のものをお使いいただきますようお願いいたします。

まず、野生生物部会と書いた表紙がございまして、次に次第となっております。

次に、今回の部会に係る資料の一覧表となっております。

次に、12次計画に係るもの、資料1-1から、1-2、1-3。

次に、参考資料ということで、A4横のものを一部付けております。

次に、シカの管理計画に係るものとしまして、資料2-1、2-2、2-3、2-4、となっております。

次に、イノシシの管理計画に係るもので、資料3-1、3-2、3-3、3-4、となっております。

最後に、資料4ということで、鳥獣3計画の策定についてということでA4、一枚ものがございます。

また、ホチキス留めをしたもので、配席図がございます。

次に、委員名簿。

次に、野生生物部会の運営要領が付いております。

さらに、平成28年度の鳥獣保護区の位置図というものと、あと、みどり企画課のほうから生物多様性普及啓発キャンペーンのパンフレットを置かせていただいております。

資料は以上でございますが、配付もれ等はありませんでしょうか。なお、本日ご出席いただいている委員におきましては、お手元にお配りしております配席表にお名前を記しておりますので、ご紹介は省略させていただきます。

本日の委員の出欠状況でございますが、阪口委員、高柳委員の2名は、他の用と日程が重なっているということで、ご欠席ということでお聞きしております。澤畠委員につきましては、1時間ほど遅れるとのご連絡をいただいておりますので、先に始めさせていただきたいと思っております。

本日の出席委員でございますが、現時点で委員定数9名のうち6名の方のご出席をいただいておりますので、大阪府環境審議会野生生物部会運営要領第3条第2項の規定に基づきまして、本部会が成立していますことをご報告申し上げます。

それでは、これ以降の議事につきましては、運営要領第3条第1項の規定によりまして、石井部会長にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○石井部会長 皆さん、こんにちは。お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。前回に引き続きまして、第12期の大阪府鳥獣保護管理計画ということでございます。先ほど課長からございましたように、今回の議事を受けてパブリックコメントという段取りになっております。そのあと2月ぐらいに開催する野生生物部会で最終的な方針（案）をつくる予定になっております。本日は、議事次第にありますように、3件ということで、12次の事業計画、それから、シカ、イノシシの管理計画と進めていきたいと思っております。

では、最初に鳥獣3計画ですが、これまでの計画こちらの予定について事務局から、ご説明をお願いいたします。

○事務局（清谷） 鳥獣3計画の策定についてということで、座って説明させていただきます。お配りしております資料4をご覧ください。鳥獣3計画の策定についてということで、大阪府では現在、第11次大阪府鳥獣保護管理事業計画というものと大阪府のシカ、イノシシ第二種鳥獣管理計画を定めております。現行の鳥獣3計画につきましては、平成28年度末、今年度末をもって計画期間が終了することとなっております。この計画につきましては、環境省が基本指針を定めておりまして、それに則して都道府県が地域の実情に応じて策定するということになっておりますので、平成29年度以降、5年間の計画を策定することでございます。策定の内容につきましては環境省が「鳥獣保護管理法」第3条に基づき策定する基本指針等に即して野生生物部会等で審議することになっております。

次に、これまでの経過ですが、10月3日に、第1回の野生生物部会を開催させていただきました。そこでこの3計画について諮問させていただいた上でご審議いただいたという

ことでございます。そのあと、10月11日に環境省で基本指針の告示、案はいただいていたのですが、最終、確定したものが告示されたということで、これが10月11日となっております。11月21日に第2回目の大阪府シカ・イノシシ保護管理検討会を開きまして、シカとイノシシの管理計画につきまして、ご意見を頂いたということでございまして、12月9日、本日ですが、第2回目の野生生物部会でさらにご審議いただくという運びになっております。

今後の予定ですが、今回、頂きました意見を基に最終(案)に近い3計画を策定しまして、パブリックコメントを実施する予定となっております。年が明けまして、平成29年の2月の中旬から下旬ごろを予定しているのですが、パブリックコメントの意見等も踏まえた上で最終の計画(案)を策定しまして、第3回目の野生生物部会を開催しまして、そこで審議、そして、最終答申を頂くという運びになっております。

3月にこの計画を公表しまして、環境大臣、関係機関等への報告をします。4月から新計画に基づきまして対策がスタートするという運びになっております。来年度の6月なのですが、環境審議会の本審議会というものがございまして、この部会での議決事項については、次回の本審議会で報告する必要がございますので、そこで、この3計画について報告するという運びになっております。

3計画の策定に係る経過とスケジュール、今後の予定につきましては以上でございます。○石井部会長 ご説明、ありがとうございました。ということでございますが、いかがでしょうか、何かご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいですね。今日は、最終(案)に近いところまで持っていきたいということですので、よろしくお願ひいたします。

では、早速ですが、審議事項におけます鳥獣3計画について、一つ目が第12次大阪府鳥獣保護管理事業計画(案)について、ご説明をよろしくお願ひいたします。

○事務局(清谷) それでは、12次計画に係るものとしまして、資料1-1、1-2、1-3、と1-3の後ろに参考資料ということで、A4横の用紙がございますので、こちらを見ていただいでご説明させていただきたいと思ひます。前回10月3日に第1回目の野生生物部会を開催しまして、この参考資料というのは、そのときにお配りさせていただいた資料になっております。この鳥獣保護管理事業計画というものが、国が定めた基本指針に即して策定するということになっておりまして、この参考資料の左側の部分に、今回、環境省が基本指針を変更した主なものが書かれているということでございます。環境省が変更した部分につきまして、大阪府で策定している計画に当て込んでいくということになっておりますので、この矢印で書いている部分です。この部分について、新たに大阪府の12次計画のほうに追加していったということでございます。

では、資料1-1をご覧ください。12次計画ということで、大きく第一項目から第九項目までございまして、この項目を定めた上で各都道府県の地域の実情に依りて策定しなさいということになっております。今回、変更した部分につきまして下線を引かせていただいでおりますので、順番にご説明させていただきたいと思ひます。

まず、第一が計画期間でございまして、これは平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間となっております。

次に、「第二 鳥獣保護区に関する事項」でございまして、大阪府では現在、18カ所、12914ヘクタール指定しているということでございまして、計画終了時点、現時点の予定ですが、18カ所、12914ヘクタールということで予定しております。平成29年度から5カ年の間に、期間が満了するものが10カ所ございますので、この部分について、7027ヘクタール、期間更新する予定としております。

この保護区につきましては、サル、シカ、イノシシの農林業被害が甚大だということで、実際に保護区を更新する際というのは、地元の方の同意等を取っているのですが、なかなかこのようなご時世の中で同意を得るといのは難しいということもございまして、環境省のほう指針の中に保護の目的とする鳥獣を明らかにした上で、これまで指定した経緯とかそのようなことを踏まえて、本当に保護に適切か考慮した上で、指定更新を検討しなさいということになっております。今までも大阪府のほうでは、更新するに当たっては、更新する前年にその保護区の生息調査等を行った上で更新をしているのですが、さらに今後、この辺につきましては、丁寧な説明等が必要になってくるのかということで、追加させていただいております。

次に、第四の部分でございまして、鳥獣の捕獲許可に関する事項でございます。今回、追記しましたのが①番です。捕獲許可基準の設定に当たっての共通事項という部分でございまして、こちら今回、環境省の基本指針に新たに追記された部分でございます。これは、昨年、「鳥獣保護法」が変わりまして、「鳥獣保護管理法」ということで、被害を出している鳥獣につきましては、適正な管理をして減らしていこうということがございまして、そのような中で鉛を使った銃弾です。そのようなものを受けたシカなどを食べた猛禽類とか鉛中毒になるという事態が全国的に発生しているということでございます。大阪府では、今現在、そのようなところの報告はあまり受けてないのですが、この辺についても調査をして、必要であれば捕獲許可の際に指導していく必要があるのかということで追加させていただいております。

次に、②の捕獲の目的別に許可基準を設定する部分の黒丸の三つ目のところですが、鳥獣の管理を目的とする場合のポツの二つ目です。有害鳥獣捕獲を目的とする場合という部分で、これは前回の部会でも説明させていただいたのですが、一番、大きな目玉の部分なのかというところで、これは農林業者が自らの事業地内で小型のはこわな等でアライグマ、ヌートリア等を捕獲する場合につきましては、1日1回以上見回りをするとか、ある一定の条件を満たせば捕獲許可に狩猟免許を要しないということで書いておりますので、この部分につきましては、国の指針のとおり大阪府のほうでも認めていこうということで考えております。

次に、「第五 特定猟具使用禁止区域に関する事項」で、ここは特に大きな変更はないのですが、現在、75カ所12万1208ヘクタールを指定しておりまして、こちらにつきま

しても変更する予定は今のところございません。それで5年間の期間中に47カ所の更新の予定がございますので、こちらにつきましても更新する予定で考えております。

次に、「第六 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項」でございまして、各都道府県の実情に応じて特に保護する必要がありますとか、管理する必要があるという鳥獣につきましては、別途、このような計画をつくって保護管理を図ることができるということにされております。大阪府のほうにつきましては、シカ、イノシシの農林業被害が甚大だということで、以前からこのような形で、シカの計画とイノシシ計画につきましては策定しているということでありまして、引き続き策定するというここでここに書かせていただいております。計画の期間は、12次計画と同様、平成29年度から平成33年度までの5年間ということで考えております。

次に、第七ですが、調査に関する事項なのですが、黒丸の鳥獣の生態に関する基礎的な調査ということで、ここは若干、体裁面の変更ですので、少しご説明につきましては割愛させていただきますというふうに思っております。

次に、「第八 鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に関する事項」ということで、ここも環境省が今回、基本指針に新たに追加した部分でございます。黒丸の一つ目が、国、都道府県等の提供する研修や講座等において連携を進めて、鳥獣保護管理に係るカリキュラムにおいて最低限受講すべき内容について検討した上で、積極的に受講して鳥獣保護管理に必要な知識及び技術の修得に努めよということ書かれております。

今回、基本指針などを見ていますと全体的な底上げを図れということで、環境省が言っています、国も都道府県の職員でありますとか、市町村の職員もそうなのですが、鳥獣保護管理行政を図る上でもっとスキルを上げていって、積極的な保護管理に努めてほしいということで書かれていますので、この部分につきましても国の指針どおり、大阪府のほうでも追加させていただきたいと思っております。

次に、黒丸の二つ目でございますが、傷病鳥獣一時保護施設の活用ということで、これは平成29年、来年度なのですが、8月に大阪府の羽曳野市のほうに、大阪府動物愛護管理センターが開設する予定となっております、その中に野生鳥獣の一時保護施設が設置されますので、それを積極的に活用した上で、傷病鳥獣などの野生復帰を推進していこうということでございますので、この部分につきましても、新たに追加させていただいたということでございます。

それで、第1回目の部会のときに、委員からいろいろ意見を頂いております、その部分につきまして、大阪府の対応等につきまして書かせていただいております、こちらが資料1-3になっております。資料1-3の一つ目ですが、鳥獣保護区に関する事項で、こちらの資料1-2と併せて見ていただければと思います。

こちらの1ページをお開きください。前回の部会で頂いた意見としまして、はこわなによる狩猟については、保護区内であっても認めてもらえないかという意見がございました。その対応についてなのですが、本文の25行目と26行目でございまして、指定区域周辺での

農林水産業被害等に対しては、保護区内における鳥獣管理を目的とした捕獲が可能である旨、周知徹底に努めるとともに、適切な捕獲の実施により指定に関する関係者の理解が得られるように努めるということで、この下線の部分を、今回の計画で追記させていただいております。

結論を申し上げますと、今現状の保護区の中では、狩猟はできないということになっておりますので、これを認めるということは難しいですが、ただ、実際に農林業被害が出た場合などは、有害鳥獣捕獲ということができるということになっております。ただ、それを知らない行政の職員でありますとか、地域の方もいらっしゃいますので、その辺についてこのような対応は可能ですということを、もっと積極的に周知を図っていく必要があるのかということが、まず一つございます。

次に、33行目から35行目の部分でございますが、先ほど概要の部分でもご説明させていただいたのですが、今後は、必要に応じて保護の目的とする鳥獣を明らかにしつつ、これまで指定した鳥獣保護区の配置を踏まえ、その鳥獣の保護に適切かどうか考慮した上で、市町村や関係者の合意形成を図りながら新規指定、または存続期間の更新等を検討するというところで書かせてもらっています。

今までは、どちらかと言えば保護ありきのような形で、当たり前のように更新していた部分もあるのかと思いますので、その部分につきましては、しっかり生息調査等をするなりして、ここの保護区にはこのような希少なものがいますので、引き続き保護区にしていく必要があると。ただ、実際に調査した上でその必要がないのであれば、保護区の更新をせずに、例えば銃猟禁止区域にして、わなによる捕獲は認めるとか、そのような柔軟な対応も必要になってくるのかと思っておりますので、このような形で書かせていただいております。

次に、二つ目ですが、同じく1ページの31行目から32行目でございますが、この頂いた意見が、生物多様性保護区の話が出たのですが、鳥獣保護区というのは、基本的には生物多様性保護区だという認識を持って文章を書いてほしいという意見がございまして、これについてはなかなか難しい部分もあるのかと思っていたのですが、国の指針のほうに書かれている内容を書かせていただいたといことで、少し読み上げさせていただきますと、31行目になります。「森林に生息する鳥獣の保護を図るため森林鳥獣保護区を指定し、地域における生物多様性の確保に資するものとする」ということで、国の指針に書かれておりましたので、この生物多様性の確保に資するという文言を追加させていただいたということでございます。

次に、3番目で5ページになります。5行目の鳥獣の人工増殖及び保護鳥獣に関する事項でございますが、この部分の人工増殖することが具体的に何なのかというご意見を頂きまして、少し調べさせていただきました。環境省が考えている対象は希少なものです。例えばコウノトリでありますとか、もしくは狩猟鳥獣、その中でもキジとかヤマドリということでお聞きしております。現在、大阪府のほうでは、このような形で人工増殖とか放鳥というのは行っておりませんで、今後、もしそのような必要が出てくるのであれば、そのようなこと

も検討していくのかということで、このような記述をさせていただいているというところ
でございます。

次に、四つ目としまして、7ページの2行目から5行目をご覧ください。前回、シカ、イ
ノシシをくくりわなで捕獲する際に、輪の直径が12cm未満の基準というものが定めら
れておりまして、それは12次計画なのか、シカ・イノシシ管理計画なのか、どちらで基準
を緩和しているのかというご質問がございまして、これは結論から申し上げますとシカ、イ
ノシシの管理計画のほうで基準を緩和しているということでございます。4行目です。この
計画の中には、原則として猟法として認められた基準のものであるということで、シカ、イ
ノシシを捕獲する際は12cm未満、12cm以上のものを使うと駄目だということで書
かれておりますので、基本は法律に基づいた考え方で12次計画を考えまして、そこの緩和
につきましては、シカ、イノシシの管理計画のほうで基準を緩和するという考え方でござい
ます。

引き続きまして、同じく7ページの12行目から14行目ございまして、これが鉛中毒
の関係で、その場所がどこなのかという調査をやるということで考えているのですが、その
地域を把握する際には、大阪府だけが全部やっているような感じに受け止められますので、
ここについては、大阪府猟友会さんなどが公益認定を受けられておりますので、そのよう
なところと連携してやるということで、その旨を記載すべきではないかというご意見がござ
いました。この部分につきましては、12行目から読み上げていきますが、「生息調査等
により鉛中毒が生じる可能性が高いと認められる地域を把握したうえで捕獲許可の際に必要な
指導を行う」と。次からを追記しましたが、「なお、生息調査にあたっては、公益社団法人
大阪府猟友会及び日本野鳥の会大阪支部等と連携し実施するものとする」ということで、
この項につきましては、新たに追記させていただいております。

次に、10ページになりまして、20行目のところに、鳥獣による予察表の作成というこ
とで、予察表のほうを作成させていただいております。加害鳥獣名のところに、シカ、イ
ノシシ、イタチ、スズメということで書かせていただいておりますが、この順番に何かルール
といったものがあるのかというご意見がございまして、少し私のほうで調べて見たのです
が、特にルールというものは無いようでして、国の指針とか、あと計画のひな形みたいなも
のがありまして、そこの中を見ても特に順番を定めているようなものはございまして、あ
と、他府県の計画でも同じような予察表が結構、つくられていますので、いくつか調べてみ
たのですが、だいたいルールとしては、始めに獣関係がきて、次に鳥関係となっているのが
8割方そのような形になっておりました。現状としては、大阪府のほうも、まず、始めにイ
ノシシ、シカ、イタチ、獣関係がきて、そのあと鳥関係がきているということなので、基本
的には、この順番でいこうかと考えております。

次に、20ページになりまして、16行目からの部分になります。ここで管理の目標とい
うものを、この16行目からの表に計画策定年度、計画策定の目的、狩猟鳥獣の種類という
ことが書かれてありますが、ここの対象区域と備考の間に管理の目標ということで、以前は

記述していたのですが、ここの中で書くのは、少しいかがなものかということでご意見がございました。というのも、この計画自体が今後、5年間この計画でいくということになりまして、例えば年度の途中で目標が変わったということになりますと。この部分を変えるためにいろいろ手続きが必要になってきますので、ここで大阪府では、このような被害がありますので、このようなシカとイノシシの計画を定めますよという宣言をするだけでいいのではないかというご意見がございました。

こちらのほうにつきましても、少し調べさせていただいたのですが、国のほうの様式などを見ましても、その管理の目標というのは記述がございませんということと、あと、他府県のものもいくつか見せていただいたのですが、管理の目標というのは、特にここでは定めず、この計画についてこのような方針で定めますということでしたので、この部分につきましても、委員のご意見どおり削除させていただきました。

最後、8番目です。25ページになりまして、14行目から17行目でございます。狩猟者の確保については、例えば現場で狩猟者が減っているとかいうことがありまして、ここは重要な事項なので、もう少し具体的に書き込めないかというご意見がございました。もともと11行目の下線を引いている部分です。真ん中の後ろ辺りなのですが、免許取得者の捕獲技術の向上を図るべく公益社団法人大阪府猟友会及び関係団体と連携の上、新たな捕獲の担い手となる狩猟者の育成に努めると。ここまで書いていたのですが、もう少し具体的にということでしたので、その、「また」から4行追加させていただいております。少し読み上げさせていただきますと、「また、狩猟の社会的な意義を踏まえ、狩猟者が鳥獣の保護及び管理の担い手として社会から信頼を得られるように、狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、狩猟の広域的役割について普及啓発を行う。さらに、狩猟関係の手続きの利便性の更なる向上等、狩猟者確保のための方策の充実を進める」ということで書かれておりまして、国の指針に従ってこのとおり書かせていただいております。

具体的には、狩猟者の地位向上といいますが、昔はどちらかといいますと趣味でやっていた部分も強かったと思いますが、現状としては農林業被害等で困っている方から依頼があって、そのような捕獲をしていることもございますので、その辺の公益的な役割についての普及啓発を行ったりとか、あとは、その狩猟事故とか違法行為です。そのようなことをしていると、やはり社会的な信用もなくなってしまうということですので、現在も猟友会さんなどと会議を開く際には、この辺については「事故を起こさないでください」とか、「法律を守ってください」ということで、お話はさせてもらっていますが、今まで以上に、その辺について力を入れてやっていけるものなのかと考えておりますので、この部分については、新たに記述させていただいたということでございます。

12次計画につきましては以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。○石井部会長 ありがとうございます。そのようなところで、前回のご意見を踏まえてこのように修正をしていただいたということなのですが、それでは、ご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○栗本委員 10ページに生物多様性の確保に資するものと書いていただいているのですが、そうであるならば、例えばシカなどによって生物多様性が脅かされる森林植生の食い荒らしなどによって生物多様性がかえって著しく損失するという場合には、駆除の対象にできるのですか。

農林業被害には当たらないのですが、生物多様性をここに几帳面にきちんと多くの意味として書いている以上は、生物多様性の維持が困難になった場合のシカに対しては、どのような方策を考えておられるのですか。

○事務局（清谷） 農林業被害ではなくて、その植林被害という。

○栗本委員 植林ではなくて、生物多様性です。

○黒田委員 ピンチでないけれども、森林の下が全部、食べられているというケースですね。

○栗本委員 そうです。

○黒田委員 林業被害には、一応、入らないですから、そちらのほうが、今、問題になっています。

○事務局（清谷） はい、はい。

○事務局（江本） 生態系に係る被害を防止する目的でシカを捕獲する必要がある場合は、現在、法改正になりまして、管理の目的のための捕獲ということが出来ますので、それも許可申請の対象となり得ます。それで多様性を生態系に係る被害防止の目的のために捕獲するということは可能となっております。

○栗本委員 ありがとうございます。そうすれば、そういうこともどこかに明記しておいたほうがいいのではないですか。それは誰がどのように頼めばどのような形になり手続きが進むのかということがよく分からないのですが、農林業被害であれば農林業被害者が、例えば市町村に行って有害鳥獣を駆除してくださいということなのですが、生態系の保全の場合には、誰がどのような形で頼めば、どのような結果としてどのようなになるのかというのが。

○黒田委員 一番あるのが、その里山植生、今、だいぶやられていますけれども、そういうこととなりますと集落であるとか個人所有であり、やはり隣地の所有と同じ所有形態だと思います。それ以外の指定地となりますと、それは大阪府の公園であるとか、公的な所有地もあるのですが、やはり所有者ということになりますね。所有者の判断に。

○栗本委員 例えば私が住んでいる隣の茨木市などは、車作キツネノカミソリがあって、一生懸命ボランティア活動をして、それを守ろうとしていると。そのように守ろうとしている植物がシカの被害にあった。シカはたまらないと、何とか駆除してほしいなといったことも、今後、起こり得ると思うのです。そのようなときの手続きとか仕方というのは、ある程度ルール化しておいたほうがいいのではないかと思います。

○石井部会長 基本的にだから上のほうにということか、基本方針のほうに生態系に関する被害を書いていると、どこかに書かなければいけないのですが、それはたぶん13ページの辺りになりますか。有害捕獲のほうにいきますかね。それでいけるところから、13ページの33以下に書いてあるところのどこかに、これは農林水産業被害等と書いてありますが、

ここに生物多様性被害みたいなものを書くかどうかということなのです。

○事務局（清谷） 少しその辺りについて可能なかということも含めて、一度整理した上で、また、明記できるのであれば明記するなりします。少し検討したいと思います。

○栗本委員 それほど急ぎませんが、現実的には非常に。

○石井部会長 せっかく前に書けばどこかに書かなければいけないので、「等」の中に入っているというふうにすれば。

○黒田委員 書いていなければ、林業地以外は関係ないのだということになってしまうこともあります。

○事務局（清谷） そうですね。それが他府県さんなどもその辺、進んでいると思いますので、その辺の内容なども見ながら、少し検討させていただきたいと思います。

○石井部会長 今のは少し研究していただいて、どのような対応をするのか考えていただきたいと思います。そのようなことを設置すれば一番いいと思います。ほかはいかがでしょうか。では、前迫委員、お願いします。

○前迫委員 先ほど説明をいただいた7番の項目で、10頭/km²というのが適切ではないので、() にしてはありますが。10頭/km²は適切ではないのだと私もあのときに感じましたので、この数字について問題があると思いますが、数字を出すこと自体に問題があると思いますが、管理の目標に係る数値については記載しませんでオクケーなので、管理の目標の項目を削除しましたとありますが、項目を削除したというのは。

○事務局（清谷） もともとこの第9表という表の中に、計画策定年度が、平成28年度となっていて、それで計画の目的、対象鳥獣の種類と書いてありますが、ここの中にはない。管理の目標という項目が一つございまして。

○前迫委員 この縦割りである。

○事務局（清谷） そうです。そうです。その中にシカとイノシシの管理計画の中で定めた目標というものを思い切り明記していたのですが、ここで書くのは、少しいかがなものかということで、その部分についてすべて削除させていただいたと。具体的にその管理の目標については、この12次計画の下のシカとイノシシの管理計画の中であるとか、そのようなところで記述するというので、そのような考えでございます。

○前迫委員 目標が、管理の目標の項目自体はどこに。後ろの例えばどこら辺になるのですか。

○事務局（清谷） 後ほどご説明させていただくシカ・イノシシの管理計画のところ、管理の目標を定めると。

○石井部会長 この親となっている12次計画のほうからは取りますが、シカ、イノシシには書く。

○前迫委員 書くということであるのですね。

○石井部会長 そうです。

○前迫委員 だから計画だけ策定の目的とかはいろいろありますが、何に、先ほどの生物多

様性とも関係しますが、何を目標にするかという管理の目標は絶対に必要ですので、それは明確にしなければいけないことだと思いますが、管理計画の目標は駆除の数ではなくて、地域をどのようにするのかということが、項目の中に必要なもので、例えば農作物被害についていいますと、あのときのデータなども1頭でもいれば被害になるということでしたし、森林においては、10頭が低木層、先ほどの下層に対しての多様性を低下するぎりぎりの線だということを出しておられて、それを根拠に10というものが出ていて、それであれば農作物被害と森林被害と少し齟齬が出ますので、それはやはり10出すのは、少しやばいなというところは、みんなが感じたところではないかと思いますが、あとには地域の目標といえますか、どこまで被害を低減していくのかということは書き込んでいただいている。

○事務局（清谷） 具体的な内容は、シカとイノシシの計画の中で、考えているのは、特にその生息密度が高い部分であるとか、その辺を重点的に管理するような地域に指定して、という形になるかと思います。あくまでこの12次計画というのは、シカ、イノシシの大元の計画になりまして、ここの中で特に大阪府はこの鳥獣とこの鳥獣について管理する必要がありますので、この計画を策定しますというふうなことを、ここで宣言しているようなものになりますので、具体的な目標まではここに書かないということで、他府県さんなどを見ても同じような形でやっていますし、あと、国の出しているひな形などを見ても、この項目自体ありませんので、そのような形でさせていただきたいと考えております。

○前迫委員 分かりました。ありがとうございます。

○石井部会長 今回の前迫委員のものは、例えばその表の中には入れないですが、上に書いてある方針の文の中に、そのようなものを目標とした管理目標については、それぞれのシカ、イノシシのことを盛り込むとか書いておくとか、そのようなことですか。

○前迫委員 そうですね。そこが何か計画とか作成についての要綱はありますが、方針を読めばそういうことかもしれません、管理目標の項目を削除とありますので、そこはシカの生息密度が管理目標ではないと思っていますね。管理目標というのは、シカの生息頭数を10頭にしますが、管理目標ではないと思いますので、そのような意味で完全に削ってありますと、少し読み取りにくいと思ったのですが、今のご説明だと後ろに出てくるということなので、それはそれでいいと思います。ただ、石井先生がおっしゃってくださったように、少しそこにも触れるというところが、1、2行でもあれば、分かりやすいと思います。

○石井部会長 二つあるのかとあっていて、上の今の4行目から14行目のどこかにそのようなことを書くのか、目標については、それぞれのシカ、イノシシで書くのか、もう一つは表の中で計画策定の目的のところ、これも少し行数を増やして何か書いておくのか、どちらかだと思いますけど。

○事務局（清谷） 分かりました。そうですね、シカとイノシシとの計画等の整合性を図りながら、何か追記できないか検討させていただきたいと思います。

○石井部会長 そんなことでよろしいですか。

○前迫委員 はい。ありがとうございます。

○石井部会長 ほかはいかがでしょうか。

○笹川委員 つまらないことで恐縮ですが、意見のところの 6 番のところの順番が、獣で鳥でいいのですが、その中で鳥のドバトはまだ野鳥と認められてないので、せめて先にもっていただけたら。

○石井部会長 ドバトは野鳥でないのですか。

○笹川委員 野鳥ではないのです。移入種なので、被害順番とか、発生地域の順番とか、発生期間の順番とかであれば分かるのですが、唐突にというのは少し。ほかもイタチ類でも日本に朝鮮イタチと両方ありますのでややこしいのですが、・・・ないのですが、鳥について言えば、その中でドバトだけが被害が多いのですが、野鳥ではない。

○石井部会長 少し分類が違うのですね。

○笹川委員 これは少し欄外に、最後に持ってきていただくと、よそ様はどうであっても大阪はそうしてほしいです。

○石井部会長 案の定・・・ほんとに分からなくて。

○事務局（清谷） そうですね。

○石井部会長・・・位置はどうでもいいのですが、今みたいな根拠で、大阪府方式でドバトだけ一番最後にしておくというのは、いいかもしれない。

○笹川委員 ありとあらゆるもので、ドバトは最後に入れます。日本の鳥でないですから。

○事務局（清谷） そうです。もともとは海外から来てそれが野生化してカワラバトですよ。ね。

○笹川委員 第7版でも認められてないですし。

○石井部会長 そうなのですか。

○笹川委員 はい。

○石井部会長 では、これで委員の皆さんの合意が得られれば、大阪府から胸を張ってドバトは日本のものではないから、という理由ではずしましょうか。よろしいでしょうかそのような感じで。

○事務局（清谷） はい。少し。

○石井部会長 では、検討してください。何か他に理由があれば少しあれですけど。

○事務局（清谷） はい。環境省とかにも相談をして検討させていただきたいと思います。

○石井部会長 分類上とか、そんなものではないですからドバトは、何かそのような。

○前迫委員 これ何か備考に寄り添っているのではないですか。農林業被害から生活、そうでもない。そういう意味でもないのですか。

○笹川委員 それであれば分かるのです。被害の分であれば、でも、生活環境の被害がここに出ています。農林業、生活とつながっています。

○前迫委員 でもイタチは獣だから、そこに来ていて、あと、鳥だと農林被害が来ていて、生活が来ていて、航空機が少し異質といいますか、あと、水産業が異質なのかと、何となくイメージしたのですが、その辺はもうお任せで。

○笹川委員 お任せします。

○事務局（清谷） 少し他府県さんの状況とかも見ながら、少し検討させていただきたいと。

○石井部会長 基本的にどのようになってもそれほど大きな。

○事務局（清谷） そうですね。内容的には変わりませんので。

○石井部会長 せっかく委員が主張をされましたので。

○事務局（清谷） はい。ありがとうございます。

○石井部会長 ほかはいかがでしょうか。

○前迫委員 この資料1-1は、もう説明していただいたというか。

○事務局（清谷） はい。主な変更部分についてということ。

○前迫委員 では、それに関連してお尋ねしたいのですが、右側の第五のところ、47カ所期間更新をとっていて、これは計画開始では75で、終了で同じで期間更新の予定がこれというのは、75の中の47カ所をこのようにしますと。

○事務局（清谷） そうです。大阪府では鳥獣保護区と特定猟具の禁止区域につきましては、10年間ということで定めておまして、今、前迫先生がおっしゃられたように、75カ所中47カ所が、この平成29年度からの5年間に満了を迎えるので、その部分についてというようなこととなります。残りの47以外のところにつきましては、今の計画の中で更新しているということになりますので。全部で75カ所で、この5年間で75カ所の中から47カ所、更新の満了を迎えるというような、そのような意味合いでございます。

○前迫委員 あとの引いた28カ所は期間更新に該当しない。

○事務局（清谷） そうですね。さらにその5年後になるということになります。今回が6割ぐらいということで、この12次計画のほうが少し多いという形になります。次回の13次計画では、その28カ所ということになります。

○前迫委員 分かりました。でも、聞いて分かったみたいな話なので、75カ所中47カ所が対象とかということが分かれば、なおいいと。これでも結構です。間違いというわけではないと思います。

○事務局（清谷） はい。

○前迫委員 あと、もう1点が、シカ及びイノシシとの軋轢を軽減しとありますが、この辺りの書きぶりというのは、前と同じことであるということですか。この第六の文章。

○事務局（清谷） そうですね。この部分が、本文のほうを少し変えているということがありますので、少しこの概要のほうを、もう少し書き方を変えさせていただきたいと思います。11次計画のときに書いていた内容がそのままになってしまっていますので、この分については、少し本文のほうとの整合性もありますので、少し書き方を検討させていただきたいと思っております。

○前迫委員 軋轢を軽減しとかいうのが、何となくよく分からないとありますが、目指しているところというのはありふれた言葉ですけれども、調和的な関係を図るとか、そのような野生鳥獣と人間活動をどのような関係性、調和的な関係性をつくっていくかというところ

で、後ろの安定的な、安定的がいいかどうか分かりませんが、まず共存を図っていくというところなので、その軋轢というのが、結構、文学的な表現のような気もして、少しよく分からないという印象を持ちますので、もし、可能であれば検討していただければと思います。

○事務局（清谷） はい。分かりました。

○前迫委員 その前の基本理念の人と野生鳥獣との適切な関係の構築及びという。この基本概念も、基本理念ですから、ずっと燦然と輝く理念というところ、環境省から引っ張っているとか、そういうことなのですか。

○事務局（清谷） 基本的には、そうですね。

○石井部会長 概要版なので、例えば20ページの4行目のところで、軋轢を軽減しと書いてあるのです。だからここを変えろという提案でいいのですか。

○前迫委員 そうです。ここなのです。

○石井部会長 適切な云々というのも1ページの上のほうの5行目のところで。

○前迫委員 ここですね。この基本理念の文章もかなり練られてずっときていると思いますが、これも何かそのような国の方針とか基本理念があり、そこから出てきた流れがあるということですか。

○事務局（清谷） そうです。ここは「鳥獣保護管理法」の1条の中に目的ということで書かれておりまして、その部分をベースにおそらくつくったのかということでございますので、もう一度その部分につきましては見直しをさせていただきたいと。

○前迫委員 一番最初に策定されたのが、平成14年法律第88号みたいなところだとすると、今、平成28年ですから10年以上前のコンセプトがベースになっているのかというところが少しあり、何か適切な関係というのが、これまた少し文学的表現のようにも思えて、今は、調和的とか適応的とかいう言葉を使って、適切というのが非常に分かりにくいのです。分かりますが、鳥獣世界の中に適切とか、野生鳥獣との適切な関係というので、うまくみんな同じような理解にいくのかどうかというところが、少し分からないので、国がこのようにやっているのであれば、国民全員理解できる用語としてこれから理解していかなければいけないと思います。

○石井部会長 すごいたぶん難しいことなのですが、愛護団体というものがありますね、被害がいくらあっても種の保存、命ある動物という見方もあって、その辺の折り合いをつけていくと文学的なというか。丸め込むか。

○前迫委員 では、もう一度ご検討いただいて、これでも構わないです。

○石井部会長 だったら法のを引っ張っても仕方ないわけですね。

○事務局（清谷） そうですね。去年、管理という文言が入ったときに、一度読ませてもらったのですが、法律の1条に目的が書かれてありまして、その中の文言を抜きながらつくったというイメージがありますので、7行目のところに第1条の目的を達成するためということで書かれてありますので、少し最新のものになっているかということ、もう一度確認した上で検討したいと思います。

○前迫委員 お願いします。ありがとうございます。

○石井部会長 その部分は、通り一遍になすべき、軋轢とは、どういう意味なのだろう日本語としてあえていうなら。

○黒田委員 具体的に言えないからこうなっている。

○前迫委員 言い訳ですね。何となくぼやっとしていて。

○石井部会長 いろいろな言葉を探しているうちに適切とか、軋轢とかいう言葉に行き着いて収まっているのかどうか、少し他府県のものも含めて。

○事務局（清谷） はい。ありがとうございます

○石井部会長 ほかはいかがでしょうか。だいぶいい時間になってきたのですが、よろしければ今みたいな言葉で、今日が最終ではないので、これで大阪府の委員の先生方のご意見を踏まえて案をつくったあと、パブリックコメントにかけていただく。最終的にはもう一度2月に結果見せていただきますが、そのようなことでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、続いて大阪府シカ第二種鳥獣管理計画第4期ということで、お願いいたします。

○事務局（江本） 前回のおさらいも兼ねまして、少し概要のほうを、もう一度説明させていただきます。

資料2-1をご覧ください。こちらがシカ計画の大阪府シカ第二種鳥獣管理計画第4期の概要になります。こちらの計画につきましては、今まで第1期から第3期までやっておりましたところが、今年度末で満了となりますので、新たな計画を継続して立てるものになっております。

それで3番の計画期間のところなのですが、5カ年の計画ですので、平成34年3月31日までの計画となっております。それで区域は北摂のみだけではなくて、近年、大阪の南部でも出没の区域が見られる。捕獲されているということですので、大阪府全域とさせていただきます。

5番の現状のところを見ていただきますと、捕獲頭数なのですが、こちらは平成17年から10年の捕獲頭数をグラフに表したものになります。シカにつきましては右肩上がりで伸びておまして、平成27年は1510頭の捕獲になっております。

今の第3期計画につきましては、捕獲の目標というのが、ちょうど平成22年のときを基準に、22年に最高捕れた約700頭を目指すということでやっていたところになりました。その結果、平成23年から、目標の数値は大幅に増えているところではあります。

次に、被害金額のところをご覧ください。平成16年から17年にぐっと下がったのですが、それ以降につきましては、概ね横ばい状態かというところになります。それで、現在の計画第3期計画の被害目標なのですが、こちら捕獲と同じで被害金額の半減ということで立てております。平成22年の半減になりますので、約1900万ぐらいになるのですが、なかなかシカの捕獲頭数は増えているにも関わらず被害金額が減っていないというのが現状になっております。

次に、ページをひっくり返していただきまして、6番の管理の目標なのですが、先ほど少し前迫先生からも10頭は多過ぎではないかということでお話いただきましたが、平均密度を10頭以下とするということで考えております。こちらにつきましては、管理の目標で10頭以下と考えているのですが、一番目指すところは農林業被害の軽減を目指しているところです。密度が少なくても被害が出ているようなところにつきましては、やはり誘引される原因であるとか、被害対策が不十分なこと等も考えられますので、被害対策と捕獲を両立して行って、農林業被害を減らしていく必要があるのではと感じております。

今回、5カ年の計画になりますので、現在15.6頭がkm²当たりの密度になっています。現実的にもこれを半分に減らすというのは難しいところですし、被害の相関性から見ても平均密度が10頭を超えると被害がぐっと上がってくるところもありますので、今回の計画の5カ年につきましては、10頭以下ということの一つの目標とさせていただきたいと考えております。前回の検討会のときにつきましては、管理の目標の中に捕獲頭数を近年3カ年の平均の1,400頭を記載していたのですが、こちらの記載を少し下の数の調整に関する事項というところに移しております。

次に、7番の数の調整に関する事項につきましては、年間捕獲頭数という項目を新たに設けております。考え方としては生息数を減少させるためには、現在の捕獲率以上の捕獲が必要となるため、年間の最低捕獲数を1,400とすると、最低捕獲数なので、さらにこれ以上、捕獲を進めていくというふうに考えております。最低捕獲数はモニタリング調査の結果を踏まえて、必要に応じて見直しを行うということに記載しております。

こちらは、例えば来年度1,400以上で3,000頭捕ったとしましたら、全体の個体数がかなり減りますので、その分捕獲の目標、捕獲数というのは少なくとも足りるということで、状況に応じて生息数に応じて、やはり捕獲数というのは大幅に変動しますので、今回は、一つの見込みとして現在1,400頭捕ってれば、少なくとも増えていないという兆候が見られますので、取りあえずは最低限の捕獲数として1,400頭ということで記載しております。

捕獲数を達成するための規制緩和ということで、こちらは継続的に規制緩和、今の計画と同じ内容を継続しております。捕獲制限の緩和ということで、シカは1日1頭という制限がありますが、わな猟については、オス、メス、無制限で、銃猟については、メスは無制限でオスは1頭ということにしています。オスが1頭というのは、できる限りメスを捕獲していただいたほうが、メスは繁殖して次の年に子どもを産みますので、積極的にメスのほうを捕獲して数を減らしていくという意図がありましてオスは1頭と定めております。

次に、2番目の狩猟期間なのですが、こちらでも1カ月間延長しまして、2月15日までのものを1カ月延ばして3月15日としております。三つ目がくくりわなの制限解除なのですが、法令では12cm未満とされているものを、無制限とさせてもらっています。クマが頻繁に出没した場合は、大阪府のツキノワグマ出没対応方針にも記載されていますが、わなの設置を自粛したりということをお呼びかけております。

次に、8番の項目なのですが、後ほど説明させていただきますが、もともとは生息地の保

護及び整備に関する事項という項目立てで、シカの生息地となるところも維持しましょうということに記載していたのですが、法改正により今回、管理の計画ということになりますので、保護の部分というのは今回省かせていただきました。

生息環境の管理に関する事項として、里山の管理と里地の管理を記載しております。こちらの記載も前回ご指摘がありましたが、以前は忌避剤等を散布すると記載していたのですが、実際にはなかなか伐採地に忌避剤をまくというのは、コスト的にも労力的にも難しいので、今は防護柵の設置など適切な管理を検討するという表現に改めております。項目として、里地の管理ということで、山際の刈り払いとか耕作放棄地の解消などでシカを寄せ付けない環境づくりを推進するということに記載しております。

最後、その他、管理のために必要な事項として被害防除対策、こちらは捕獲と併せて非常に重要なものになっているのですが、捕獲による被害防止対策には限界がありますので、防鹿柵の設置とか吊りシェルターによる被害の予防とか、生ゴミとか未収穫の野菜、作物等の適切な管理によってシカを寄せつけるような状況をなくしていこう。誘因防止等を進めていくということを書かせていただいております。先ほど捕獲数のところでもモニタリング調査を踏まえて捕獲数を見直すということに記載させていただきましたが、こちらはその他、管理のために必要な事項ということで、シカの動向調査、生息調査、捕獲状況とか、農林業の被害状況等についてモニタリングをして、管理計画の進捗状況を点検するとともに、計画にフィードバックさせるという内容を記載しております。

次に、資料2-2なのですが、こちらは前回のものと大きくは変わってないのですが、こちらが主の変更項目になっておりまして、計画の期間と生息動向ということで、大阪南部の分布拡大の可能性というものを記載しております。それで、管理の目標というものを前回の目標であれば被害金額、被害面積の半減と捕獲数は700頭以上の捕獲と定めていたのですが、管理の目標としては、シカ生息地域の平均密度を10頭以下にするというふうに記載しております。こちらの最低捕獲数については管理の目標のところではなくて、数の調査に関する事項のほうに年間最低捕獲数ということで1,400頭、平成25年から27年までの平均捕獲数とするというふうに記載させていただいております。

それで、こちらは前回と同じ説明になってしまうのですが、左下の表を見ていただくとシカの生息密度と農業被害の強度ということで、こちらは生息密度が10頭を上回る、10頭を境にぐっと大幅に伸びていくような状況がありますので、今回の5カ年計画では、一つの目標として、 km^2 当たり10頭以下というものを目指そうと考えております。

それで、右の表のグラフを見ていただきますと、こちらでもシカの生息密度と下層植生の衰退度ということで、10頭を超えているところから2以上の地域が発生しているということがありますので、この10頭を今回の目標とさせていただきたいと考えております。

具体的なご指摘があった点なのですが、資料2-4をご覧ください。こちらは大阪府の第1回シカ・イノシシの保護管理検討会と第1回の野生生物部会、第2回のシカ・イノシシ保護管理検討部会で頂きました指南、ご意見のほうに記載しております。

まず、1番なのですが、シカ・イノシシの検討部会で、先ほど説明させていただいた防護柵の設置や忌避剤の散布などを併せてするという断言した形で書いていた前計画につきまして、少し見直しを行いまして、防護柵の設置など適切な管理を検討すると文言を修正しております。

それで、2番の項目なのですが、資料2-3の10ページをご覧ください。こちらの44行目なのですが、こちらは防除対策のことを記載している項目なのですが、捕獲だけではなくて、防除が非常に重要だという先生のご意見を頂きましたので、少し一番先頭に付け加えるという形で捕獲への被害防止対策は限界だということ。それと48行目に生ゴミとか未収穫野菜の適切な管理による誘因防止を推進していくということを追加しております。

ご意見の3番目なのですが、12ページをご覧ください。31行目ですが、こちらの項目がシカを資源として活用の検討ということで、利活用の項目になっております。現在、大阪府内では捕獲総数が少ないということ等ありまして、処理施設等がないので具体的な文言とかに関してはなかなか書きにくいところなのですが、ご意見の中で捕獲個体の利活用について、地域資源として利活用することについて、もう少し詳しく書いてはどうかというご意見を頂きました。それで、なかなか施設を建てるとか、そういうことは今の時点では書けないのですが、捕獲個体の有効活用について情報収集です。さまざまな研修会とか、イベントをやっていますので、そこで情報収集するとともに、利活用について活用の関心を持つ市町村等へその情報の提供とか、あと、自分の市町だけでは施設を造るのは難しいけれども、連携して造りたいという話がありましたら、複数の市町村を巻き込んだ検討会の開催等を進めていくということを追加で記載させていただきました。

次に、シカ・イノシシの検討会でご意見を頂いた4番の項目をご覧ください。こちらは少しページが戻ってしまいましたが、7をご覧ください。こちらは生態系への影響ということで、以前は、21行目の狩猟者の動向という前に、その他という項目をつくりまして、それぞれの項目の一つとして生態系への影響と狩猟者の動向、それとその後ろに続く隣接府県の特定計画の策定条項という。その他の扱いで生態系への影響という項目を記載しておりました。こちらは生態系への被害が出ているということですので、その他に位置づけるのではなくて、もう少し前の被害状況というところに入れるべきだというご意見がありましたので、それに基づきまして、6ページの17行目に、そちらの項目を生態系への影響ということで移行させていただいています。並びとしましては、一番始めの林業被害、そのあとに生態系への影響、次に、人身被害ということで、三つの被害ということで構成を変更させていただきました。

次に、5番なのですが、一番最後の人身被害の項目で7ページになります。こちら人身被害の項目、従来では車道等へ出没して車と衝突していますということを書いていたのですが、去年北摂の地域で電車と衝突する事故とか、大阪の南部のほうでも電車と衝突する事故があるという報告を受けていますので、電車への衝突事故が発生していることを追記しております。

次に、6番の10ページの6行目及び7行目をご覧ください。先ほど説明させていただいた最低捕獲数1400頭ということに記載しているところですが、こちらの数字が近年3カ年の平均値となっております、概ねこの数を捕っていれば増加することはないであろうということで、一応、考えております。意見が出ましたのが、もっと数を減らしていかなければならないのであれば、目標捕獲数の下限を400頭として、別途、上限を設けて積極的に捕獲していけば、今回、いいのではないかとのご意見を頂きましたので、対応としましてはいろいろ検討したのですが、上限というのは、やはり生息頭数によって捕獲できる数というのは変動しますので、上限を定めるのは困難ですので、年間最低捕獲数として1,400頭を設定し、それ以上の捕獲に努めると。それで、モニタリングに応じて見直しを図ることにしたいと考えております。今回につきましては、最低捕獲数ということで、1,400頭を記載しております。

次に、項目の7番になります。9ページに戻っていただければと思います。こちらは31行目から35行目なのですが、管理の目標を、少し先ほど説明したものと違うのですが、管理の目標は、平均10頭以下ではなくて、10頭以上の実施をなくすようにすることを目標とすべきではないかというご意見がありました。ただ、今回の対応としましては、そのまま10頭とさせていただきたいと思っております。今回、5カ年の計画で、現在、平均密度が約15.6、平成27年度の説明になっています。5カ年の計画のうちで、例えば高いところであれば50頭等の地域もありましたので、5カ年の中でそれをすべてなくすというのは、現実的には難しいと考えておりますので、平均値でいきたいと考えております。

ただ、密度が大きい地域というのは、やはり被害が出てきますので、問題が大きいと感じておりまして、今回の中でモニタリング調査によって高密度地域を明らかにして、強い捕獲圧を加えるというふうに追記しております。その追記については38行目です。目標を達成するための設備や基本的な考え方の38行目、39行目に記載しております。

最後の8番なのですが、10ページの22行目に戻っていただきまして、先ほどの概要版でも説明させていただいたのですが、こちらが従来では生息地の保護及び整備に関する事項ということで、保護についても記載している項目でしたが、今回、管理計画として再度計画を作り直すということですので、管理の項目だけを記載して、保護の項目は記載を除外させていただきました。こちらが今回のシカの計画の説明になります。

○石井部会長 ありがとうございます。ということで、ご意見、ご質問をお受けしたいと思っております。いかがですか。はい。どうぞ。黒田委員。

○黒田委員 1のシカの計画の33行目からの部分で、最初の裏表の説明がありましたが、里山の管理に関することです。大規模な伐採等によるとなっておりますが、大規模というのは人それぞれにイメージが違いますし、だから里山整備だと、私たち0.1ヘクタールの小面積皆伐を進めているのです。ですからそのときも必ず防護柵は設置することという指導をしているのです。そのような背景がありますが、この場合の大規模な伐採というのは、何か特定のものを想定しているのですか。

○事務局（江本） そうですね。具体的にはどれぐらいの面積とか。

○黒田委員 例えば何のために伐採しているかという想定ですか。この文章、大規模な伐採等による草地化というのがどのような場合に起こるという前提で策定されたのかということです。

○事務局（江本） そうですね。私が考えていたのは、今はあまりないのですが、皆伐とかで大規模に伐採するとか。

○黒田委員 それは人工林の皆伐も含めての皆伐ですね。

○事務局（江本） そうです。人工林も含めて。

○黒田委員 ここは里山の管理になっていますので、それは人工林だと少し違ってきます。里山管理と書かれていますので、私の感覚だと里山とする場合であれば、その小面積皆伐でも必ず防護柵が、むしろ里山の回復のために必要なもので、これは読者に混乱を起こさないためには、単純に伐採等による草地化、伐採等の場合は防護柵を行うなど、設置するとかというあいまいな表現をむしろ省いてしまったほうがいいのかという気がします。別に草地化しなくても、保護再生全部駄目になってしまいますので、そこがターゲットか何か少し分かりにくかったので、明確に分かるようにという希望があります。

次に、里地の管理とあり、山際の刈り払いと書いてありますが、これも里山、里地とするのか、里山の管理ということに含められると思います。今、刈り払いと言えば樹木なのです。おそらく農作の農地の端を考えておられると思います。

○事務局（江本） そうですね。

○黒田委員 これは山も裾切りをしてくださいということで、今、一生懸命しているところで、そうしますとこれは言葉が場所によって違うのです。インバツというところもあればカゲキリとか、何かいろいろな用語が使われていますので、山際の草と樹木の刈り払いという言葉のほうが分かりやすいかなという気はします。

○事務局（江本） 山際の林縁部の刈り払いを想定しておりますので、少し表現の仕方を見直して。

○黒田委員 里山、里地の管理とまとめてしまったほうがいいのかという思いもあります。

○石井部会長 どうでしょうか。なかなか難しいところで。

○黒田委員 細かくやりだすと難しいので、言葉で混乱がないようにつじつまが合えばと思いますので、今は人工林皆伐でそれほど草地になるようなところは、でも、結構ありますかね、最近伐採していますから。

○栗本委員 していません。

○黒田委員 国有林はありますか。

○栗本委員 国有林もしていません。大阪はほとんどしていません。

○黒田委員 大阪はしていませんか。

○栗本委員 はい。人工林の伐採は、ほとんど皆伐は今現在、大阪はしておりません。人工

林、国有林は算面に少しあるぐらいで大きな国有林は。

○黒田委員 ああ、大阪府としては心配することはないのですね。

○栗本委員 ただ、それは大変困るわけでした、作業効率を考えると50年伐期齢にしておられますので、皆伐をしなければ林業そのものが成り立ちませんので、そのときに逆にこのような規制があれば、それに対する支援といいますか、規制だけをして林業の側に押しつけるというのは、それはいささか乱暴な議論かと私は思っています。

○黒田委員 これ人工林は含まないと私は読んだのです。

○栗本委員 僕は人工林に規制がかかってきたと思いました。

○黒田委員 ああ、そうですか。これ人工林のことを指してしまいますと草地化すればいけないからという言い方なので。

○栗本委員 そうです。

○黒田委員 そうするとこれは植林の話は。

○栗本委員 植林は当然、植林をするときには、私たちは防鹿柵をしたり。

○黒田委員 そうです。

○栗本委員 被害のこないような植林の仕方をします。そのようなものはここに出ているのですが、被害が少なくなるというのは、それなりの農業の人でも林業の人でも手当てをしていますから被害が少なくなっただけであり、シカが減ったから被害が少なくなっているわけでは決してないのです。そのことを理解した上でご判断をしてほしいと私は思います。

○笹川委員 これを読んだときに、すごく伐採しているとぱっと浮かんだので、あれでシカはどうなっているのか。

○黒田委員 あそこは別に食べても構わないという判断ではないのかと。

○笹川委員 いや、その周りにたくさん。

○黒田委員 里山再生をしなければいけないのですか。

○笹川委員 それだけ伐採すると結局シカが減ることになって。

○黒田委員 になると思いますが、そこで、でもそこで草を食べても困らないといえますか。

○栗本委員 要するに草を食べると環境が良くなって、そこで子どもを育てて頭数が増えていくという。そのようなことを想定されますので、非常に栄養化の高い牧草の吹きつけなどをされますと繁殖につながるということは十分にあり得ると思います。

○石井部会長 本質的なところで、言葉の使い方もそうなのですが、里山とは何かとかいう問題も一つあって、人工林を里山とするのか、狭い意味での里山であれば農業被害とか。

○黒田委員 でも、ほとんど農用林の放置林ですので、ただ、農地に接していますので防護柵か何かで被害が増えないような対策という意味で、里山農地の管理という限定をしておけば、人工林の話にはならないはずなのです。

○石井部会長 では、ここで意見を踏まえて、少しどうでしょうか、これ以外に情報もう少し議論しなければ方向性が、どうぞ。

○前迫委員 今の話に少し関係するかと思いますが、これは概要版なので手元にかぶった

ときには、里山管理と里地の管理と分けていますが、結局、これはよく言われる統合的管理が中身で、個体数管理と生息地管理と被害防除という3本からなっているのです。3本からなっていますから、それはどこにおいても3本の柱で進めなければいけないのに、里山の概要版を読みますと里山は何か被害防除の防鹿柵をしますという被害防除を前面に出して、里地については、山際の刈り払いとか生息地管理みたいなことを前面に出しているのですが、これは里地、里山管理として、結局、被害防除もしなければいけないですし、生息地管理もしなければいけないし、そのような統合的管理というものをどのエリアでもやっていかなければいけないと思います。

何かどこかだけはこれとか、どこかはこれとか、切り分けたような印象を受けることが、あまり良くないといえますか、概要版なので仕方がないところもありますが、でも、こちらを読んでも何か少し切り分けられているようなところがありまして、例えば10ページと11ページを拝見しますと、7番は数の調整に関する事項だから個体数管理を明確にされている。

8番は生息地管理ですね。生息環境の整備、では、次に被害防除が9番に来るのかと思えば、被害防除はその他管理になっているというところがあり、その被害防除の対策と2番目はモニタリングですから、これは被害防除には違いないのですが、PDCAサイクルでいきますと、チェックするところをここに盛り込んでいるみたいなことがあり、少し全体が統合的管理にいくのですが、そこが少し分りにくい構成になっているのかという印象を受けますので、少しそこを整理すれば、たぶん今、里山で書くのか里地で書くかというのは大きな問題ではなくなるであろうということだと思います。

○黒田委員 今もおっしゃったように、その他管理になってしまうことが、非常に私はまずいと思います。被害防除対策も被害防止対策で限界があると最初に書いてしまうというのは、最初から逃げているという印象になります。これは私が思うのは、捕獲による被害防止対策はすぐには効果が出ないためとか、急激な被害減少はできないとか、ポジティブな意味の説明のほうがいいと思います。それと、その他ではなくて、やはり被害防除策ははっきりと被害防除ということで項目を挙げたほうがいいと思います。

○事務局（江本） 少しこの被害防除対策がその他に入っているのは、環境省の基本指針で特定項目ということで、どのような内容を書くかという項目立てをしています。その中でこのような形になっているのがありますが、ただ、これは必須の項目立てではありませんので、少し構成のほうを1回、見直す方向で検討したいと思っております。確かに先生がおっしゃるとおり3本柱にも関わらず、そのうちの一つがその他に入っているというのは、少しおかしいのかと思いますので、環境省と記載の方法を1回、聞いてみまして検討してみます。

○石井部会長 なかなか難しい宿題になっている可能性もありますが、少し検討をお願いしましょうか。修正の過程で黒田委員と前迫委員と栗本委員が発言していますので、聞いていただいてもいいかなと。私、最後に見ますけれども、ということで進めてください。ほかは、いかがでしょうか。

○笹川委員 里地という部分で、耕作放棄地とありますが、これはやはりこの頃の農家は高齢化してきて若い人は全部表に出ていきますから、どうしてもやれなくなってくるから必然的に放棄地がたくさん出てくるのですが、これを農家側とすれば手放すということではできないとすれば、やはり放っておくわけではないのですが、やはりご先祖さんから預かっているものを手放すことは極力抑えたいとする。そうすれば、近所から文句が出るからスズメが来るカラスが来る。虫がいるということで文句が出るから、1年に1回、2回は刈るのです。ただ、やはり手を入れられないから必然的に放棄してしまう。放っておくといいですか、ただ、それをまた貸し農園みたいな形に持っていくと、今度はまた、地権問題でがたがたなってくるから、ここら辺がものすごく難しいところなのです。うちなども、やはり大阪府のみどり公社などに貸して、そのみどり公社が、また、違うところに貸して市民農園みたいな形にはしているのですが、主人と二人になってきますと、70を過ぎてきますと農業なんてとてもできないですし、若い子は仕事を抱えているから、とてもじゃないけど、これはやはりそれでいて手放してしまうと小さな家がぱっぱと建ってしまって、その環境といいいますか、そのようなものが維持できないという狭間にいるのが、私たちだと思っていただきたいのです。だからあえて放っているのではなくて、放るような状態にならざるを得ないというしんどさがあるのです。だからそこへアライグマやシカやイノシシが出てくるという。循環にいいですか。

○石井部会長 おっしゃるとおりで、いわゆる里山問題という。

○笹川委員 そうなのです。ということになって、だからこれを見ていると耕作放棄が悪いと言われると。

○石井部会長 どうにかしても何かどこかで。

○笹川委員 山だって入れませんもの。

○黒田委員 公的な支援が必要になってくるのですが、それを人を雇ってするということ。

○笹川委員 そうなんです。日当が何万とかかるのです。

○石井部会長 そうですね。

○黒田委員 集落でも対応できずに苦労している。

○石井部会長 大阪府はうまいことに環境農林水産部が解決してくれるのではないかと思います。

○栗本委員 ただ、現実的には、耕作放棄地とか今回、書かれています、耕作放棄地などは生息環境からいいますと面積的には非常に少ないのです。耕作放棄地で食べる分には十分満腹食べて、シカだけの例でいきますと、ほんとに微々たるものです。やはりここに書かれていない、僕はどうして書かれていないのか少し不思議なのですが、奥山の流域に、やはりたくさんいるわけです。それでたまたま外に出て来ているだけで、そのような一連の生態の動きに合わせて本来は管理すべきで、このようなことをこだけ見ますと里地、里山の今もおっしゃられたような耕作地、ほんとは彼がクローズアップされてしまうような気がします。

○黒田委員 結局、経済的に数字が出るところからということになってしまいますから。

○栗本委員 だからそのような話と実際の生息環境とは、また、別の話で耕作地があるからこうだという議論にすぐなりがちなのですが、決してそうでもないと思います。

○石井部会長 今の話どうします。大阪に奥山があるという認識でかかると。

○黒田委員 奥山まで行かなくても集落から離れた場所です。だから農地にすぐに出てくるわけではないけれども。

○栗本委員 北摂などはそうですし、南部などもそうですし、相当離れていますから。

○黒田委員 一般常識の奥山ではなくて、大阪から言えば、やはりこの辺りは人が少なくて出てきています。

○石井部会長 奥のほうみたいな。

○栗本委員 里山ではもうないですね。

○黒田委員 そうですね。違いますね。

○栗本委員 はい。

○石井部会長 もともと里山が崩壊しているから、それが近いところは難しいのだけど。

○栗本委員 集落周辺にある山ではないです。少なくとも。

○黒田委員 はい、はい。

○石井部会長 そんなこと入れなければいけないのかな。

○黒田委員 というよりも、今すぐではなくてもコンセプトとしては、今は、もうとにかく経済的なトラブルになるところからの話になっていますが、でも、根本的に数を減らそうと思えば、全体を見なければというところですよ。

○石井部会長 だからあれもこれも全部含めて平均といういい方をされていますので。

○黒田委員 今どうこうということは、私はそんなに今すぐではなく。

○石井部会長 5年後でいきますから。

○栗本委員 だから先ほどの平均10km²に10頭というのは、どこの平均、大阪府下全体の平均なのか、どこの平均なのかと思いつつながら。

○黒田委員 先ほど50頭のところもあるとおっしゃっていましたね。

○事務局(江本) そうです。こちらの平均につきましては、北摂地域で調査をしています。

○栗本委員 3ページのメッシュの、これはどういうメッシュですか。

○石井部会長 窪田さんに補足してもらったらいかがですか。どのような計算で10という。

○窪田委員 3ページの13は、これは1キロメッシュ。

○栗本委員 そうですよ。だからここの10キロメッシュの平均が、10キロメッシュがここの平均で10頭以下にするとこのような話でいいのですか。

○窪田委員 イメージしていただくのはそのような感じですよ。なぜこの辺りのメッシュで切ったかというのは、今回の場合はほとんどエイヤーというところではありますが、実際の面積をかけて頭数を出すような値に関しては、北摂のこの43ですね。市民面積のところから、

北摂のシカの移動範囲のデータはそれほど多くないのですが、過去にうちの研究所の方がされたので、1,500m ぐらいの移動範囲の話がありましたので、そこからバファーぐらいメーターで発生させて、その辺りまでは森じゃない場所でもシカが来るであろう場所だという判断をして、だいたい面積を出すという形でさせてもらっている感じです。

○栗本委員 それで下のほうのメッシュでないところを見ますと、本当に頭数が多いので、平均10頭に下げるとするのは相当の努力をしなければ下がりません。

○窪田委員 だから多いところはかなり多いことになっています。

○石井部会長 そうだと思いますね。

○窪田委員 少しせっかくなのでついでと言えはあれなのですが、奥山的なところで多いとおっしゃるのは、確かに高槻とか箕面の辺りはそのようなところで多いような結果が実際に出ていました。ただ、能勢のほうでいいますと、結構、里に隣接するような調査地でもかなりシカの密度が高い地域がありますので、地域によって状況はいろいろなのかと思っています。なので、その辺りのこのようなデータを示させていただいていけばと思いますので、それぞれに合わせて対策を考えていく形になるのかと思います。

○黒田委員 いろいろな話を聞いていますと、人里近くでも遠くでも変わらずいるということ。

○栗本委員 そうです。

○黒田委員 そのイメージが何となく里に出てくると困るからというところにシフトしすぎると印象があるということ。

○石井部会長 そのような感じですね。その辺を視野に入れて修正（案）を考えいきましょうか。

○黒田委員 やはり先ほどから捕るのは大変ということは、すごくよく分かるのですが、先ほどの利活用のところで、その対策の何か行動がもう少しほしいと思います。今のところはすぐに利用できないから、市町村への情報提供、検討会の開催等と、全然、利活用にもう一歩届かないところのことしか書いてないのが、少し残念に思いました。現在、一応、捕獲してチェックして届けを出している分は捨てておられるということですね。

○事務局（江本） 自家消費、もしくは。

○黒田委員 食べないのですか。

○事務局（江本） そうですね。それ以外のところについては焼却もしくは埋設。

○黒田委員 埋設はでもしませんよね。山の中で埋められないですから。

○事務局（江本） そこまで深くは埋めてないと思いますが、そのいずれかと聞いています。市町村によっては全部焼却しているところもあるようなことは聞いています。

○黒田委員 私は、大阪の情報をきちんと知らないのですが、やはり個人で別の地域の人に聞いていますと、その場にポイと捨てているのですよ。だからやはりたくさん捕れば、そのようになってくるとまずいということも出てきます。なかなか食肉化は難しいことだと思いますが、今後もどんどんどんどん捕っていかなければいけないとなりますと、このような

こともほかの県も進めていることですし、それは積極的にやらなければいけないような気もします。すぐにできないのはよく分かった上での発言ですので。

○石井部会長 このようなことはカワウのところの書きぶりで関西広域が出てくるのですが、関西広域の中でどうかできないのですか。大阪府では、需給関係がきかないのは分かりますが。

○事務局（江本） そうですね。まずは運搬の距離が長くて時間がかかるということと、やはり大阪は道も混んだり信号も多いので、なかなか他府県のだだっ広いところと比べるとすごく条件が違うのかという感じで、あと。

○黒田委員 でも、能勢のほうに拠点があれば済むわけです。逆に言えば。

○事務局（江本） そうなのです。小規模なところでは、あとはコストの問題だと思います。やはり運営するには他府県の事例を聞きますと、なかなか売り上げだけでは、当然、採算が合わないと人件費を捻出できないということなので、ある程度市町村から運営のお金を出していたり、職員は市町村の職員さんがやっていたり、また、営業とかも職員さんが東京に行ったりしているということが現状にありまして、ある程度コストはかかると。ただ、そのお肉が地域の特産品として地域振興に役立つというのであれば、大きな価値はあるのかというところなのですが、今少し現実、いろいろな他府県のお話を聞いていますと、なかなか年間500万とか1000万とか、赤字が出ている事例も多いと思います。それを10年、20年やっていくとなりますと、なかなかしんどいかと。ただ、今、焼却処分するにも1頭何千円とか1万円とかコストがかかっていますので、その処分費を運営費として見立てて、うまく動かしていくという方法もあるのかなというところで、今、いろいろ情報収集しているところですし、まだ、少し具体的にどのようなアクションをしていくというところまではできていないところです。

○石井部会長 そのような話を圧縮すればこのような感じになるという。

○黒田委員 要するにこれは命を頂くという面も確かにありますので、ほんとに言えばきちんと資源として頂きますということが大事だと思います。そのような意味では補助金のかけ方で特に防護柵に全額たくさんお金をかけるのではなくて、減らすところにもっとウエイトをかけるとか、やはり法人のかけ方というのは、今のままだと、やはり減らすのは難しいということになるかもしれませんし、少し考えていくべき案件かという気がします。

○石井部会長 少し盛り上がりすぎて、特にここのシカのところは、イノシシのところ大急ぎでいきましょうか。では、イノシシの計画をお願いします。

○事務局（江本） それでは、イノシシの計画の概要を説明させていただきます。資料3-1をご覧ください。少し端折らせていただきますが、計画期間等はシカと同じ状況です。5番の現状をご覧ください。こちら生息地域は大阪の都市部を除くところで生息、捕獲されております。捕獲頭数なのですが、年度によってかなりバラツキがあるところですし、ピークが平成26年の3,474頭なのですが、平成27年度はぐっと下がって、今年度はかなりまた盛り返して、平成26年度の頭数ぐらいいくのかなと思っております。

今の第2期の計画におきましては、シカと同じで平成22年度の捕獲頭数、このときが最高であった頭数を目指すということで、3,700頭と定めております。それで目標達成したのは、平成26年度のみになっているところです。

被害金額なのですが、こちらは平成22年度をピークに右下がりになっております。現計画の被害の目標なのですが、こちらでも平成22年度基準の半分ということで、6千万円を現計画では目標にしているところなのですが、右下がりになっていますので、平成24年、25年、26年につきましては、現在、金額はクリアしているところになります。捕獲頭数はなかなか1年しかクリアしていないにも関わらず被害は減っていつていますので、そこまで捕獲頭数に縛られる必要もないのかということが、この被害金額から感じるところです。

次のページを見ていただきまして、6の管理の目標なのですが、シカは生息密度ということでしたが、イノシシの場合は、なかなか糞塊除去調査等で密度推定というのが、現在のところ難しいところがありますので、目撃効率を一つの密度の指標として考えております。こちらについては銃猟、銃で猟をする猟師さんが一日に一人当たり何頭見るかという頭数なのですが、それを減らすということをお.15以下とするということを目指しています。ちなみに平成27年度につきましては、0.22となっております。それを0.15に減らすということが一つの目標です。

次に、7番目の数の調整に関する事項につきましては、シカと同じで、年間の最低捕獲数を記載しております。管理の目標から移行させた項目になりまして、3,100頭で、こちらは平成25年度から27年度までの平均捕獲数を記述しております。こちらでもモニタリング調査を踏まえて必要に応じて見直しを行うとさせていただいています。捕獲推進のための規制緩和としましては、狩猟期間の延長とクリア頭数の制限解除、こちらはシカと同じです。捕獲制限は、イノシシはありませんので、それにつきましては変える必要がありませんので記載しておりません。

次に、8番については、シカと同じで保護ということを受けて生息環境の管理に関する事項というふうに記載しております。9番につきましては、先ほどと同じで、被害防除対策がこちらに入っていて、捕獲には限界があるということで予防対策とか、生ゴミ、未収穫作物の適切な管理で誘因防止を図りますということに記載しております。

次に、資料3-2をご覧ください。こちらが主な変更項目を記載しておりまして、計画期間と目標が主な変更項目となっております。前回の計画は、先ほど申し上げたとおり、平成22年の半減、被害金額、面積で、捕獲数は3,700頭以上の捕獲ということにしておりましたが、管理の平均目標率をお.15以下とするということと、数の調整に関する事項で年間最低捕獲数を3,100頭とすると定めております。こちらでも最低なので、これ以上の捕獲を目指すということにしております。

下の表をご覧ください。イノシシの目撃効率と被害状況の関係性です。こちらは狩猟者に取ったアンケートで、目撃効率が0.15を境に被害が大きい。4以上の地域が発生していますので、今回、一つの目安としまして、保護管理の計画なので、0.22から0.15ま

で減らすということで計画を立てたいと考えております。

最後、資料3-4をご覧ください。こちらが頂いたご意見とその回答なのですが、イノシシの計画の「B」、13ページをご覧ください。こちらも先ほどと同じで、5行目なのですが、シカと同じで、捕獲だけではなくて、被害防除が重要であるとのご意見を頂いています。それで、追加の項目として、少し記載の方法はシカと同じで少し見直す必要があるのかと、今、ご意見を頂いているところなのですが、捕獲による被害対策には限界があることと、被害発生の要因と言われている生ゴミ、未収穫物とかの適正な管理による誘因防止策を記載しております。

次に、2番の項目なのですが、15ページになっております。こちらもシカと同じで15ページの2行目につきましては、情報提供、広域的な検討が大切ということに記載しております。次の3と4につきましても、先ほどと同じなので口頭だけで説明させていただきますと下限値と上限値を設ければどうかということだったのですが、上限はやはり困難ですので、下限値というのは最低捕獲数として3,100頭を設定して、この数はモニタリングをして見直しますということで考えています。それと、保護に関する事項につきましては、保護は省きまして、生息環境の管理というふうに修正しているところです。以上になります。

○石井部会長 どうもありがとうございました。イノシシまでいって、あと残り17時まで10分ということをお願いします。それでは、だいたいシカと同じような内容のところは省略させていただきますが、それ以外のところでお願いします。

○前迫委員 15ページの資源利用について、現状を伺いたいののですが、イノシシはかなり進んでいるのか、全く進んでいないのか、どのような感じでしょうか。

○石井部会長 シカと比べてね。

○事務局（江本） そうですね。大阪府には大きく動いている利活用施設がありませんのでシカと同じ状況です。

○前迫委員 施設としてない。個人では何かたまに見ますよね。イノシシ利用。

○黒田委員 狩猟をしている人が自分で提供している分ですか。

○前迫委員 ぐらいのものという感じですか。

○事務局（江本） そうですね。イノシシについては、やはり北摂のほうにおきましては、資源価値だということがありますので、猟師さんも食べたいという冬のイノシシであれば食べたいという方がいらっしゃいますので、消費のほうは行っている状況なのですが、販売となりますと少しやはり食品衛生局の基準に沿った処理業の資格を取った施設でなければ解体できませんので、そのようになりますとなかなか販売については難しいというところになっております。

○栗本委員 私どもの森林組合に狩猟免許を持った猟師さんも何人かおりますので、その人に聞きますとイノシシはだいたい、今の季節はおっしゃったとおり、ほとんど分けることで精一杯で足りないぐらいだと言っていました。だから捨てるということはありません。昔は丹波篠山にそのような専門店が、今もあります。持っていけば運賃を差し

引いても利益が出たということなので、その辺りは捕れる量と捕れた実績にもなりますので、埋めたり燃やしたりすることは、もちろん皮とか骨とかは別として、肉そのものは自分たちで。

○黒田委員 イノシシのほうが、やはりまだ流通していますね、シカに関しては、日本人の抵抗感が強いのかおいしいけれども食べる人が少ないというのは。

○栗本委員 昔はシカ肉も取ってくれていたらしいのですが、今は、ホームページを見ていただければ分かるのですが、シカ肉の野生の肉を売っている専門の店でも、もうシカは売らなくなっています。ご存じのようにウイルスが高頻度で出ますので、肝炎のウイルスが出ますので、それで特に。

○石井部会長 だいぶその辺は事情が違うということなのですね。書きぶりのほうは修正とか、先ほどの里山の部分とか少しご検討いただいて、数値目標とか捕獲頭数、こういうところを。

○又野委員 里山の管理ですが、シカが来ないようにしたらイノシシも来なくなるという。

○石井部会長 いい質問かもしれません。シカとイノシシを同一に扱っても大丈夫かということの確認です。

○黒田委員 ベースとして共通点はあるということで、でも、細かく言えばそれは違うわけですが、最低限ここはというところは共通。

○前迫委員 ただ、イノシシは結構、農家ベースといいますが、電柵ベースで、まず、まずのコストで防除できる部分がありますが、シカは難しいです。お金もかかりますし技術的にも難しいと思いますが、イノシシの防除はもう農家の個人レベル、林業家とか個人レベルに任せている。大阪府が何か補助金を付けてとかはしないのですか。イノシシの電気柵。

○事務局（江本） はい。電気柵につきましても大阪府の補助とあと国の事業もありますので、それは大阪府として補助金を支払う事業がありますので、基本的には、だいたい設置の2分の1の補助は、国の事業であれば2分の1で、大阪府の単独事業であれば、3分の1です。それはその営農規模とか柵を受益する面積の規模等によって国の事業が使えたり、大阪府の事業を使うとかいうところで分かれているところです。

○前迫委員 対策している農家が90%ぐらいと書いていますが、それでもやはり被害が出る要因になるのですか。そこをやってもほかをやるとか、そのような追いかけっこみたいなことですか。

○事務局（江本） そうですね。あとは柵をしていてもなかなかメンテナンスがうまくいなくて、電気柵であれば草が少し伸びて漏電してしまっていたりとか、そのような状況があるのかということが推測されます。そのようなことで適切な管理のほうを呼びかけていくということも進めていく必要があるのかと思っておりますが、こちらもやはり農家の方の高齢化等がありまして、なかなかそこまで手が回らないというご意見はよく聞いているところです。

○黒田委員 イノシシに関しては、農業被害限定の対策なのですよ。

○事務局（江本） そうですね。

○黒田委員 シカの場合は農林も生態系もという形の広い範囲の対策になっていますが、現状としては、そのようなことでいいのかと思う反面、それだと数が減らなくても農業被害だけなければいいというふうについついなるのです。その辺、今回の文章ではそこまで書かなくてもいいのかもしれませんが、何か注意は必要な気がします。今回も数はこれで減らせるという。先ほどそのような印象の説明だったような気がしたのですが、被害が減るといっても、数はそれほど減っていますでしょうか。

○事務局（江本） そうですね。数も概ね横ばい傾向だということで、モニタリング調査から出てきています。ただ、イノシシは1年で、やはり繁殖率が高いので。

○黒田委員 高いですからね。

○事務局（江本） 捕っても、その次の年にぐっと増えて戻るといったことがありますので、シカのように減らせるのか。

○黒田委員 やはり減らしていくのは分からない。

○事務局（江本） そうですね。あとは先ほど前迫先生からお話のあったとおり柵等でびしょとやれば被害金額が減ってくるということがありますので、一定、柵の整備が進んできて大規模のところは、計画が進んできたのかという印象があります。

○前迫委員 竹の子掘りとか竹林、結構竹の子が好きだと思います。掘るといふ。竹林整備とか、先ほどの話もそうですが、そのような生息地管理といいますか、その環境をできるだけイノシシがあまり被害をもたらすようなところをできるだけ軽減するような努力と電柵ベースの話とその辺のバランスが重要かと思いますが、その辺は少しだけ書いているのですね。3ページ辺りに、竹林とか耕作放棄地とか書かれていますが、この辺の何か力のいれ具合がいまいよく分からないところもあるといいますか、イノシシは有益な資源だと思いますから、産廃になっていない現状もありますので、もう少し利活用に力を入れるとか、電柵も一部破られたらおしまいなので、その辺の技術指導みたいなものは必要なのですか。どうなのですか。農家さん側の主張としてどうなのかということとは分かりませんが、イノシシの防除とかは割と身近な問題としてもう少し進んでもいいのかと思いますが、どうでしょうか。

○事務局（江本） そうですね。やはり柵がうまく管理できていないところがありますので、こちら国からの補助事業なのですが、それに講習会等も市町村の鳥獣被害防止協議会が主催となってやっているところもあります。ただ、なかなか柵がうまくできていない人ほど、そのような勉強会にはあまりというところがあり、なかなか思ったとおりにはいかない状況なのかということなのです。ただ、先ほど少し申し上げたとおり税金を使って柵を作りますので、うまく管理していくような呼びかけは必要なのかということ考えております。

○石井部会長 内容も少しそのようなところがありましたらこちら補足しましょうか。

○事務局（江本） はい。

○石井部会長 では、栗本委員、少しお忙しいようなので、一応、このぐらいにといたしますか、あと、意見なり少し修正していただきましょうか。よろしいでしょうか。では、事務局にお返しいたします。

○事務局（清谷） はい。委員の皆様方におかれましては、熱心にご審議いただきまして誠にありがとうございます。本日、頂戴いたしました意見を反映させた上で、12月の下旬ごろからパブリックコメントの実施を考えております。また、パブリックコメントのご意見も踏まえた上で最終です。来年の2月の中旬から下旬ごろなのですが、3回目の野生生物部会の開催を予定しております。また、日程調整等につきましては、メール等でご連絡させていただきたいと思っておりますので、何卒よろしくお願いいたします。

それでは、これで本日の会議は終了させていただきます。長時間どうもありがとうございました。

（終了）